

▶ 科目等履修生(教員免許状希望者)

【特別支援学校教諭免許状の取得・上進(教育職員免許法第6条別表第7による取得)】

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の普通免許状、もしくは特別支援学校教諭2種免許状を所持し、第3欄に定める学校において3年以上教員として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する方が必要な単位を修得することで、特別支援学校の教員免許状が取得できます。**履修登録にあたっては、勤務地の都道府県教育委員会の規則を確認**のうえ、科目を登録してください。また、**単位の内訳等詳細についても本冊子を持参し勤務地の各都道府県教育委員会で履修相談・確認をしてください。**教育職員免許法施行規則に定める科目と本学通信教育課程の開講科目の対照については、下表を参照してください(本学では登録科目に関する指導・説明は行えません)。

※受講方法「RT」「SR」「S」の詳細は**046ページ**を参照してください。

「RTorSR」は入学後、科目終了試験またはスクーリングを申込む際に受講方法を選択することができます。

※受講方法「SR」「S」は、スクーリングの受講が必要な科目です。スクーリングを受講するためには、入学後、スクーリング開講期ごとに申込みおよび受講費の納入が必要となります。

※法令上は、教員免除申請時に3年以上の教職経験が必要ですが、出頭時点で教職経験が3年未満であっても出願可能です。なおご自身の在職年数の証明については、出願前に都道府県教育委員会に確認してください。

別表第7

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
所要資格 受けようとする免許状の種類	有することを必要とする特別支援学校の教員(2種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員)の免許状の種類	第2欄に定める各免許状を取得した後、特別支援学校の教員(2種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。)として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第2欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを要する最低単位数
特別支援学校教諭1種免許状	特別支援学校教諭2種免許状	3	6
特別支援学校教諭2種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	3	6

希望する教員免許状	根拠となる教員免許状(記載事項すべて)
特別支援学校教諭1種免許状	特別支援学校教諭2種免許状
	幼稚園教諭(2種・1種・専修)免許状
	小学校教諭(2種・1種・専修)免許状
特別支援学校教諭2種免許状	中学校教諭(2種・1種・専修)免許状
	高等学校教諭(1種・専修)免許状

免許法第6条別表第7に基づく開講科目一覧

特別支援学校教諭免許状

免許法施行規則に定める科目区分		科目コード	本学開講科目名	中心となる領域	単位	受講方法
特別支援教育に関する科目	第1欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目	PA2120	障害者教育総論		2	RT
	第2欄 特別支援教育領域に関する科目	PL2042	知的障害教育総論 ^{※1}	知的障害者	2	RT
		PL2044	肢体不自由教育総論 ^{※1}	肢体不自由者	2	RT
		PL2046	病弱教育総論 ^{※1}	病弱者	2	RT
	第3欄 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	PL4032	視覚障害教育総論 ^{※1}	視覚障害者	1	RT
		PL4034	聴覚障害教育総論 ^{※1}	聴覚障害者	1	RT
		PL4036	重複・LD等教育総論 ^{※1}	重複・LD等	2	RT
						計 12

※1 免許法認定通信教育の科目です。免許法第6条別表第7を根拠に取得する場合のみ有効な科目です。入学後に追加履修ができません。当該科目のみを履修する場合、認定通信生として入学となります。

注意!

法令上の最低単位数は6単位ですが、本学開講科目では、7科目12単位となります。上表すべての科目を履修しないと、必要事項を満たしたことになりません。